

「海賊対処法案」に反対する会長声明

政府は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」案（以下「海賊対処法案」という）を、今通常国会に提出し、同法案は、4月23日に衆議院で可決され、今後は、参議院において審議されることになる。同法案は、海賊行為に関する罪を定め、海上保安庁に海賊行為への対処をさせるとともに、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得たうえで自衛隊に海賊対処行動を命ずることができる一方、自衛隊が海賊対処行動を行う海域は、単に「海上」とされていて限定はなく、さらに、自衛官及び海上保安官に停船射撃等の武器使用を認めようとするものである。

しかし、この海賊対処法案は、以下のとおり、憲法に抵触する疑いがあると言わざるを得ない。

- 1 同法案は、領海の公共秩序を維持する目的の範囲（自衛隊法3条1項）を遙かに超えて、自衛隊の活動地域を公海にまで拡張し、また、自衛隊による海賊対処行動の対象を日本船舶だけでなく外国船舶を含む全ての船舶に対する海賊行為にまで拡大し、しかも、恒久的に自衛隊の海外派遣を容認するものである。そして、このような自衛隊による海外での活動に伴う武器使用について、従来から海上警備行動に際して自衛隊法で認められていた警察官職務執行法第7条に定める武器使用の範囲を超えて、「海賊」からの発砲がなくとも、「海賊」船舶の進行を停止させるための先制攻撃的な危害射撃を行うことを容認している。

この結果、同法案によれば、自衛隊の活動領域が、わが国の領海から一挙に世界中の公海へと無限定に拡大し、しかもその活動に伴った武器使用の範囲も拡大することで、憲法9条で禁止されている武力による威嚇、武力の行使に至る危険性も一挙に現実化し、憲法9条に抵触するおそれがある。

そもそも海賊行為等は、本来警察権により対処されるべきものであり、海賊行為抑止のための活動は、警察権行使を任務とする海上保安庁によるべきであって、憲法9条の下で活動が規制されている自衛隊が、警察活動を理由として、その行動範囲を拡大することは軽々に許されるべきことではない。

本来、憲法9条の下での自衛隊の活動は、「自衛のため」に限定されており、安易に海外で武力行使に至るおそれのある活動を容認することは、自衛隊の海外活動における制約をなし崩しにしていくものであり、憲法9条に抵触するおそれがある。今一度、日本国憲法が、先の大戦の尊い犠牲のうえに、憲法9条を制定したことを思い起こすべきである。

- 2 しかも、自衛隊の海賊対処行動の「海上の区域」、派遣する「自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間」など、その内容を防衛大臣と内閣総理大臣の判断のみで決定することとし、国会へは事後報告で足りるとしている。

しかも、「急を要するときは」防衛大臣が「必要となる行動の概要」を内閣総理大臣に通知すれば足りるとなっている。この結果、国会を通じた民主的コントロールのみならず、内閣による自衛隊活動へのコントロールすら及ばないことになる。これは、国民主権、民主主義を不当に軽視するものである点で看過できない重大な問題である。

海賊行為等は、深刻な国際問題であり、ソマリア沖の問題について国連安保理決議がなされているなど、問題解決のために、国際協力が重要であることは明らかである。しかし、わが国が今、海賊対策としてなすべきことは、日本国憲法が宣言する恒久平和主義の精神にのっとり、問題の根源的な解決に寄与すべく、関係国のニーズに配慮しながら人道・経済支援や沿岸諸国の警備力向上のための技術指導などの非軍事アプローチを行うことである。

よって、当会は、海賊対処法案に反対するものである。

2009年（平成21年）5月22日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典